

静岡県外からの市施設の 利用自粛解除について

6月15日（月）静岡県は、6月19日（金）以降の県境を跨ぐ行動制限について、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県の6都道県との往来は、「慎重に行動」を要請、また、その他の府県への訪問は、新しい生活様式を徹底した上で、「注意して訪問可」もしくは「訪問可」と緩和する見込みが示されました。

こうした県の行動制限の見直し等を踏まえ、本市施設の県外からの利用について、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

- 1 6月19日（金）以降、県外からの本市施設の利用自粛要請を原則、解除します。
- 2 施設利用にあたっては、利用者の皆様には、感染しない・させないよう、新しい生活様式の徹底等、感染予防行動へのご協力をお願いします。
- 3 施設の運営にあたっては、引き続き、入場者数の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、高頻度接触部位の消毒、3密の回避、室内の換気など感染防止対策を徹底します。
- 4 全国、県内の感染状況に変化があれば、市施設の利用に関し、あらためて対応を検討いたします。

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場

館長 氏森 桂三